

「客観的な指標の算出方法」

◇定期試験要領

【1】受験資格

次の事項に該当する者は、原則として受験を認めない。

- ① その期の授業料の未納者(受験しても無効とする)
- ② 前後期とも教科毎に 1/3 以上(授業回数 15 回の場合 5 回)の欠席回数がある者。(※補講で補充できれば可とする)
- ③ 規定科目の課題が未提出の者。

【2】成績評価方法/基準

① 成績評価方法

1.定期試験結果 2.提出物/期限厳守 3.独創性/習熟度 4.意欲・授業態度を考慮して成績とする。

試験を行わない教科においては、授業意欲・態度を考慮する。

② 成績評価基準

秀:90点以上、優:89-80点、良:79-70点、可:69-60点、不可:59点以下

以上